

パブリック・コメントの実施概要について

1. 趣旨

みやま市地域公共交通計画は、みやま市にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。市民にとって必要な公共交通を継続的に運営することを目的に、みやま市全体の公共交通のあり方、交通事業者・行政等の役割を定めています。

このたび、計画（案）がまとまりましたので、「みやま市パブリック・コメント実施要綱」に基づき市民等から意見を募集します。

2. パブリック・コメントの流れ

(1) 案の公表

ア. 公表する計画

みやま市地域公共交通計画（案）

イ. 計画の閲覧場所

計画（案）は、みやま市役所3階企画振興課窓口、高田支所市民サービス係、山川支所市民サービス係、市民総合センター、まいピア高田、山川市民センターに設置する。

ウ. 公表の告知方法

ホームページ等で閲覧場所や意見の提出方法等を周知する。

(2) 意見の募集と提出方法

ア. 意見の募集期間

令和5年4月上旬から3週間程度を予定

イ. 意見を提出できる人

- ・みやま市内に住所を有する人
- ・みやま市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・みやま市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- ・みやま市に存する学校に在学する者
- ・みやま市に対し納税義務を有する者
- ・パブリック・コメントに係る事案に利害関係を有する者

ウ. 意見の提出方法

所定の意見申出書に、住所、氏名、電話番号及び意見を記載の上、郵送、Fax、Eメール又は企画振興課への持参により提出する。

(3) 意見の公表等

提出された意見については、後日開催されるみやま市地域公共交通活性化協議会及びみやま市地域公共交通会議において、意見に対する考え方を整理したうえで、ホームページで公表する予定です。

別記様式(第6条関係)

意見申出書

年 月 日

みやま市長 様

(〒 ー)

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

みやま市パブリックコメント実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり意見を提出します。

項目	みやま市地域公共交通計画（素案）について
意見	
理由	
備考	

* この様式に書ききれない場合などには、住所、氏名及び電話番号をご記入の上、別紙を用いられても結構です。